（船員法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正前の船員法（以下この条において「第二号旧船員法」という。）第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号旧船員法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で当該改正規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、それぞれ当該改正規定による改正後の船員法（以下この条において「第二号新船員法」という。）第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号新船員法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

第五条　附則第一条第四号に掲げる改正規定による改正後の船員法（以下この条において「第四号新船員法」という。）第百条の三第三項の規定は、当該改正規定の施行の日以後に第四号新船員法第百条の二第一項後段の検査を受けた同項に規定する特定船舶について適用する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第七条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条ただし書中「とき」の下に「及び海上運送法第三十九条の十一第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。）の申請をしたとき（当該認定を受けることによって同法第三十九条の十二の規定により臨時船舶建造調整法第二条の許可を受けたものとみなされることとなる場合に限る。）」を加える。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十二号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

19　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千四百五十九億三千二百八万円の範囲内において、出資することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　くろまぐろ

附則第二条中「第一条第三号から第七号まで」を「第一条第四号から第八号まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（第五十一条及び第五十二条第一項の規定を除く。）の施行期日は平成三十年一月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年四月二十四日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成